

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針

建築物（455施設※）

※494(策定時) - 43(廃止等) + 4(新設等) = 455

インフラ等（38施設）

個別施設計画（長寿命化計画）の策定（455施設 + 38施設）

点検・診断によって得られた個別施設の状態や、維持管理・更新等に
係る優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めた計画

- ・築35年以内
- ・1棟あたり500㎡以上

- [更新(建替)]
概ね築40年以上
- [改修]
大規模な改修事業
(30,000千円以上)

長期保全計画の策定
(対象: 141施設)

重点的に長寿命化を図る
施設の具体的な工事計画

更新・改修方針の策定
(更新: 42施設、改修: 12施設)

10年間で更新・改修する
建築物の取組方針

例)

施設類型	長寿命化計画
道路施設	橋梁長寿命化修繕計画
県営住宅	滋賀県公営住宅等長寿命化計画
水道施設	滋賀県企業庁アセットマネジメント計画

(主な取組)

道路施設: 予防保全の考え方を取り入れ、適切な時期に対策を行う。

県営住宅: 長寿命化計画等に基づく活用手法の選定を行い、集約建替等管理戸数の適正化を図る。

水道施設: 「アセットマネジメント計画」による計画的な施設更新を行う。